

様式第七(第五十八条関係)

解体業変更届出書

年 月 日

千葉市長 殿

住 所  
氏 名

印

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項及び第64条の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

- 備考 1 この届出書は、変更の日から30日以内に提出すること  
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること

解体業廃業等届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス @

使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、解体業の廃業等について次のとおり届け出ます。

解体業の廃業等 をした解体業者	住 所 氏 名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は、必ず本人が自署するものとする。
- 3 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 4 解体業許可証を添付すること。

様式第十一（第六十四条関係）

破碎業変更届出書

年 月 日

千葉市長 殿

住 所  
氏 名

印

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、  
使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項及び第72条で準用する同法第64条の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 1 この届出書は、変更の日から30日以内に提出すること

2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること

破砕業廃業等届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス @

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第64条の規定により、破砕業の廃業等について次のとおり届け出ます。

破砕業の廃業等 をした破砕業者	住 所 氏 名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は、必ず本人が自署するものとする。
- 3 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 4 破砕業許可証を添付すること。

誓約書(標準例)

申請者が法律第六十二条第一項第二号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類

使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十二条第一項第二号に規定する欠格要件

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの<sup>(注)</sup>若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力的行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ 第六十六条(第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。)又は廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつたもので当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のある者

(注) その他生活環境の保全を目的とする法令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

申請者は、上記イからヌのいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印